

障害者基本法改正に関する意見書

障害者基本法は、障害者施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的、計画的に推進することを目的として制定された重要な法律であり、平成23年の改正では、障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法整備の一環として、同条約が採用する社会モデルや合理的配慮の概念が新たに取り入れられた。

しかし、障害者基本法には、障害者の権利に関する条約に規定されている差別や合理的配慮の定義、女性障害者への複合的差別に関する取り組みが明記されていないこと、「可能な限り」といった限定的な文言が随所に見られることから、これらの規定に関する法改正を求める声が障害者団体から上げられている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、障害当事者や家族、支援者等の意見を幅広く取り入れ、障害者の権利に関する条約の理念により即した障害者基本法とするべく改正に向けた検討を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月10日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）